

崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務委託仕様書

件 名 崇元寺遺構展示ジオラマ制作事業

履行期間 着手の日から令和5年2月28日

履行場所 那覇市泊1-9-1 崇元寺公園内

(目的)

- 第1条 本業務は、「崇元寺」跡地に原寸大の立体模型(ジオラマ)及び150分の1程度の崇元寺伽藍配置の立体模型(ジオラマ)の制作業務を行うものである。
- 2 本業務の実施にあたっては、崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務委託仕様書「以下「仕様書」という。」及び崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務委託に係る特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)によるものとする。

(定義)

- 第2条 本仕様書において、甲とは発注者をいい、乙とは本業務の請負者、代理人及び構成員をいう。

(業務の内容)

- 第3条 本業務の実施にあたっては、仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(業務の着手・完了時の提出書類)

- 第4条 業務に着手する際は、着手届を提出し、業務完了後は、完成検査の上、業務完了報告書を提出するものとする。

(施工計画書の提出書類)

- 第5条 受注者は、業務を安全かつ効率的に実施するために業務計画を立案し、業務計画書としてとりまとめること。

(書類の提出時期)

- 第6条 受注者は、必要書類を次に示す提出時期までに提出しなければならない

い。

- ① 着手届（業務に着手する日）
- ② 業務計画書(契約締結後 14 日以内)
- ③ 管理体制報告書(契約締結後 14 日以内)

(安全管理と法令遵守)

第 7 条 本業務では、関係法令を遵守の上、災害または公害の防止に努めるものとする。

- 2 災害防止その他管理上必要な緊急措置については、発注者と協議して適切な措置を講じること。
- 3 立体模型(ジオラマ)設置場所は公園内であることから、公園利用者及び付近住民等に配慮し、安全対策を十分に行うこと。
- 4 作業中に他の施設等を損傷した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示のもと処理し復元すること。受注者の故意、または過失により生じた損害は、すべて受注者の処理及び負担とする。

(成果品)

第 8 条 業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 崇元寺遺構原寸大立体模型(ジオラマ)
 - ② 崇元寺伽藍配置 150 分の 1 程度の立体模型(ジオラマ)
 - ③ 業務完了報告書（位置図、設計書、記録写真、竣工図）
 - ④ 現場写真
 - ⑤ その他発注者が指示するもの
- 2 甲は、前項に基づき提出を受けた成果品を検品し、疑義があれば甲乙協議するものとする。

(補足事項)

第 9 条 下記の事項を遵守すること。

- ① 業務の進捗状況を確認するため、指定した時期に中間検査を行うこと。
- ② 本業務に際して疑義が生じた場合は、甲、乙、双方協議の上、決定すること。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 10 条 受注者は、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する

ものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに甲と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- 第11条 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注する業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を文化財課へ提出しなければならない。
- 2 受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
 - 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
 - 4 受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。